

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○昭和五十三年東京都告示第千二十四号 (東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規定に基づく図書縦覧)の一部改正……………一
 ……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
 ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………一
 ○屋外広告物講習会の開催……………二
 ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
 ○平成二十七年(島しょ地区)防火管理講習及び防火管理講習の実施……………三
 ……(東京消防庁)……………三

正誤

○平成二十七年一月十四日付東京都水道局訓令第一号……………四
 ○平成二十七年一月二十三日付東京都水道局管理規程第六号……………四
 ○平成二十七年三月二十七日付東京都水道局管理規程第三十一号……………四

告示

●東京都告示第八百三十三号

昭和五十三年東京都告示第千二十四号(東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規定に基づく図書縦覧)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一の表中「立川市曙町三丁目七番十号」を「立川市錦町四丁目六番三号」に、「豊島区東池袋二丁目十八番一号」を「豊島区南池袋二丁目四十五番一号」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年五月七日から施行する。

●東京都告示第八百三十四号

平成二十三年東京都告示第千三十六号(建築計画概要書等閲覧場所の設置)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月七日

東京都知事 舩 添 要 一

表中「立川市曙町三丁目七番十号」を「立川市錦町四丁目六番三号」に、「規則第三条の四」を「規則第三条の五」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年五月七日から施行する。

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際病院認証支援機構

三 代表者の氏名

落合 慈之

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東五反田四丁目一番十七号 東京医療保健大学学事顧問室

五 定款に記載された目的

この法人は、国際病院評価機構(Joint Commission International、以下JCIIという)の基準を日本の病院に広く普及させ、病院の医療機関としての更なる確実性や効率性の向上を図り、国民医療の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キッズハウス

三 代表者の氏名

佐藤 イリ子

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区東中野二丁目十九番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする児童とその家族を対象として、児童福祉の理念に基づく保育や子育ての支援に
関する事業を通し、児童ひとりひとりの人権を尊重し、
児童自身が持つ育つ力を引き出し、児童の健全な育成を
目指すと共に、児童を取り巻く個々の家族にも対応した
支援に努め、地域における保育や子育ての向上に寄与す
ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人車椅子社会を考える会

三 代表者の氏名

篠原 博美

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区代田五丁目十六番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、車椅子利用者等の移動を円滑とするため
に、交通機関や公共施設をはじめ、医療施設、催事施設、
ホテル、飲食店、小売店等への移動手段や移動経路、公
共トイレ、民間施設トイレなどのバリアフリー環境を検
証したうえで、改造・改良などを提案して、車椅子利用
者等にとって支障のない移動と、住みやすい環境づくり
に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全日本留学生人材支援協会

三 代表者の氏名

YANG LIU (楊 柳)

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区百人町一丁目二十番十二号 橋本ビル一

F

五 定款に記載された目的

この法人は、留学生を対象として、留学生の育成、留
学人材の支援を行い、豊富な教育経験を有する市民とO
B留学生を含む学生会員および大学教育機関との相互協
力により留学生の育成活用に関する幅広い分野で活動を
行う。日本国内だけではなく、海外の留学生の育成・
活用活動と連携し、グローバル社会の発展に寄与するこ
とを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人蒲田医歯薬会

三 代表者の氏名

熊谷 頼佳、塩津 二郎、島崎 太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区蒲田四丁目二十四番十二号 一般社団法
人蒲田医師会内

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮

らし続けるために、医師会、歯科医師会及び薬剤師会が
協同して地域医療の向上に努めるとともに、介護関係機
関等との連携を推進することにより医療及び介護の質の
向上と充実を図り、もって公益の増進に寄与することを
目的とする。(以上原文のまま掲載)

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百
号)第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会
を次のとおり開催する。

平成二十七年五月七日

東京都知事 外 添 要 一

第一 受講対象者

東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営
もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

一 期日、科目及び時間割

期日	科目	時間割
平成二十七年 八月二十五日 (火曜日)	屋外広告物の表 示の方法	午後一時四十五分 から午後四時十五分 まで
	屋外広告物の施 工	午前九時四十五分 から午後三時四十五分 まで

二 講習内容及び時間

(一) 屋外広告物の法規 三時間

屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)、

東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第二百二十三号)を中心とする屋外広告物に関する法令について

(二) 屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景観の形成と広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について

(三) 屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

第三 受講定員 二百一人(先着順)

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目(屋外広告物の施工に限る。)の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

- 一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく準則訓練(帆布製品製造科の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員免許(帆布製

品科の免許に限る。)を受けた者又は技能検定(帆布製品製造の技能検定に限る。)に合格した者

第五 講習会の開催場所

大会議場 新宿区西新宿二丁目八番一号(東京都庁第一本庁舎五階)

第六 申込手続

- 一 申込受付期間 平成二十七年六月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで
- 二 申込受付場所 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 新宿区西新宿二丁目八番一号(東京都庁第二本庁舎二十一階中央)

電話〇三(五三八八)三三三五

三 申込方法

屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講手数料を添えて申込受付場所に直接提出すること。屋外広告物講習会受講申込書は、平成二十七年五月十一日(月曜日)から、申込受付場所、区役所又は市役所の屋外広告物担当窓口で配布する。申込みは、先着順に受け付け、受講票を交付する。郵送による申込みは、受け付けない。

四 受講手数料

四千九百円

第七 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を交付する。

第八 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

- 一 道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋外広告物法第十条第二項第三号ロの講習会を修了した者
- 二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練(広告美術科の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員免許(広告美術科の免許に限る。)を受けた者又は技能検定(広告美術仕上げの技能検定に限る。)に合格した者
- 三 屋外広告物法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者(屋外広告士)

平成27年度(鳥しょ地区)防火管理講習及び防火管理講習の実施について

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防火管理講習を次のとおり行う。平成27年5月7日

東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2 受講対象者

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づき防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある者及び同法第36条に基づき防災管理対象物の防災管理者として選任される予定のある者

3 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時
平成27年6月6日（土曜日）及び同月7日（日曜日）の2日間
同日とも午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

三宅支庁会議室
三宅島三宅村伊豆642番地

4 受講申請の受付場所及び受付期間

(1) 受付場所
三宅支庁総務課行政係
三宅島三宅村伊豆642番地
(2) 受付期間

この公告の日から平成27年5月29日（金曜日）午後5時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

5 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

正 誤

○平成二十七年一月十四日付東京都水道局訓令第一号

ページ一段一行一誤一正

増刊1

二三下

六 課長代理

者

○平成二十七年一月二十三日付東京都水道局管理規程第六号

ページ一段一行一誤一正

増刊4

後から

五上九 終期 始期

○平成二十七年三月二十七日付東京都水道局管理規程第三十一号

八ページ下段十四行から十九行までを削る。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一(一)一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月

三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

